

令和8年度の市民税・県民税などの申告は3月16日(月)まで!

現在、申告を受け付けています。混雑緩和のため、電子申告や郵送での申告もご活用ください。期限内の申告が困難な人は期限後も受け付けますが、早めの申告をお願いします。
 ※所得税・復興特別所得税の確定申告をした人は、改めて市民税・県民税の申告をする必要はありません

会場	市民税・県民税の申告		所得税・復興特別所得税の確定申告
	常設会場	臨時会場	
市役所本館2階講堂、谷山支所4階大会議室	各支所など	市町村自治会館確定申告会場	9~16時 ※土・日曜日を除く。事前のオンライン予約か入場整理券の当日発行(枚数上限あり)が必要
受付時間 8時45分~16時30分 ※土・日曜日を除く	※日程など詳しくは市HPへ		
問い合わせ先	市民税課 ☎216-1174・1175 FAX216-1177 ※申告に必要なものなど詳しくは市HPへ		鹿児島税務署 ☎255-8111 ◇スマホ申告のため、マイナンバーカードと2種類のパスワードが必要です ◇詳しくは確定申告特集HPへ

◇申告書には本人のマイナンバーを記入し、個人番号確認書類(マイナンバーカードなど)・本人確認書類(運転免許証など)をご提示ください
 ※郵送のときは写しを添付



省エネ家電と宅配ボックスの購入を支援します

4月1日以降に購入する、省エネルギー性能の高い家電製品と、宅配ボックスの購入費の一部を補助します。
 ※4月から受け付け開始。予算上限に達し次第、終了します

①省エネルギー家電(統一省エネラベル星3.0以上のエアコン、テレビ、冷蔵庫)

購入費(税抜)	補助金額
5万円~10万円未満	1万円
10万円~15万円未満	2万円
15万円~20万円未満	3万円
20万円~	4万円



②宅配ボックス

購入費(税抜)	補助金額
1万円~	本体購入代金の2分の1(上限2万円) ※1000円未満の端数は切り捨て

①②共

◇市内に住み、自宅での使用のために購入する人が対象(店舗や事務所への設置は対象外)
 ◇市内の店舗で購入した新品に限ります(ネット通販や中古品の購入などは対象外)
 ③詳しくは市HPか、3月23日から省エネルギー家電製品等購入補助事業専用コールセンター ☎050-8884-6413へ



令和8年度の軽自動車税のお知らせ

◇令和8年度の納税通知書を4月中旬に送付します(納期限4月30日)
 ◇4月1日現在のバイク・軽自動車の所有者に課税されます
 ◇廃棄や譲渡をしたときは、廃車か名義変更の手続きを
 ◇身体障害者などへの課税免除制度があります
 ※一定の要件あり。当年度の免除は納期限までの申請が必要

■原動機付自転車・二輪車など

車種区分	年額	
原動機付自転車	50cc(0.6kW)以下 ※特定小型原動機付自転車を含む	2000円
	50cc(0.6kW)超90cc(0.8kW)以下	
	125cc以下で最高出力4.0kW以下	
90cc(0.8kW)超125cc(1.0kW)以下	2400円	
ミニカー	3700円	
小型特殊自動車	農耕作業用	2400円
	その他	5900円
軽二輪(125cc超250cc以下)	3600円	
小型二輪(250cc超)	6000円	

■三輪・四輪以上の軽自動車

車種区分	初度検査年月が平成27年3月以前の車両の年額	初度検査年月が平成27年4月以降の車両の年額	初度検査年月が平成27年4月以降13年超の車両の年額 ★	
三輪	50cc超 660cc以下	3100円	3900円	4600円
四輪以上 (660cc以下)	乗用			
	営業用	5500円	6900円	8200円
	自家用	7200円	1万800円	1万2900円
	貨物			
	営業用	3000円	3800円	4500円
	自家用	4000円	5000円	6000円

◇初度検査年月は車検証に記載、★は電気自動車などを除く
 ◇初度検査年月が令和7年度で、一定の要件を満たす車両は税額の軽減(グリーン化特例)があります

【市民税課 ☎216-1172 FAX216-1177】

固定資産の縦覧と閲覧

①土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の納税者が、自分の土地や家屋の評価額と、市内の他の土地や家屋の評価額とを比較できる制度です。
 期 4月1日(水)~6月1日(月) ※土・日曜日、休日を除く
 所 資産税課、谷山税務課、各支所市税窓口 料 無料

②固定資産課税台帳の閲覧

固定資産税の納税義務者などが、自分の土地・家屋の評価額や課税標準額などを閲覧できる制度です(免税点未満も対象)。
 所 資産税課、谷山税務課、各支所市税窓口
 料 ①の期間中の納税義務者本人の閲覧は無料(期間外は有料)

①②共

要 本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)
 ※代理人は委任状も必要

【資産税課 ☎216-1180~1182・1185 FAX216-1168】

みんなで取り組むSDGs

~持続可能な社会の実現を目指す17の国際目標~

身近なことから取り組みましょう

- ポイ捨てをせず、落ちているごみは拾いましょう
- 環境に配慮した石けんや洗剤を、適切な量で使いましょう
- 海岸や河川の清掃活動に参加しましょう



【政策企画課 ☎216-1106 FAX216-1108】

引っ越しに伴う手続き

■水道の手続き

◇引っ越しの3日前までにご連絡を。ご連絡がないと使用中とみなし、水道料金・下水道使用料がかかります
 ◇市HPから24時間いつでも手続きできます
 ◇引っ越しの3日前を過ぎていたときなどは、水道局 お客様料金センター ☎812-6171へ



■引っ越しごみの処分方法



ごみステーションには出せません。北部・南部清掃工場に持ち込むか、市の許可業者に収集を依頼してください。持ち込めるものや市の許可業者は市HPへ。



家電リサイクル法により、清掃工場など市の施設では受け入れできません。処分方法など詳しくは販売店などにご相談を。



市の収集は申し込みから通常2週間程度かかります(5点まで。1点当たり350円か700円)。申し込みは申し込みフォームか粗大ごみ受付窓口 ☎806-8141へ。



◇詳しくはごみ出しカレンダーか資源政策課 ☎216-1290 FAX216-1292へ

「住宅の賃貸借トラブル」にご注意!

- ◇例年3~4月は、住宅の賃貸借契約に関する相談が多く寄せられます
 - ◇契約前に、禁止事項や修繕に関する事項、特約など、契約内容を確認しましょう
 - ◇退去時は、原状回復費用がトラブルの原因になりやすいので、貸主と一緒に物件の現状を確認し、入居前からあるキズや汚れなどは写真を撮っておきましょう
 - ◇入居後の電気契約の切り替えでトラブルになることもあります。勧誘を受けたら、貸主や不動産会社に確認を
- 問 市消費生活センター ☎808-7500 FAX808-7501